

塀の安全性の確保は所有者の責任です

# 安全ですか？ブロック塀や石積みなどの塀

所有者・通行者のみなさんへ

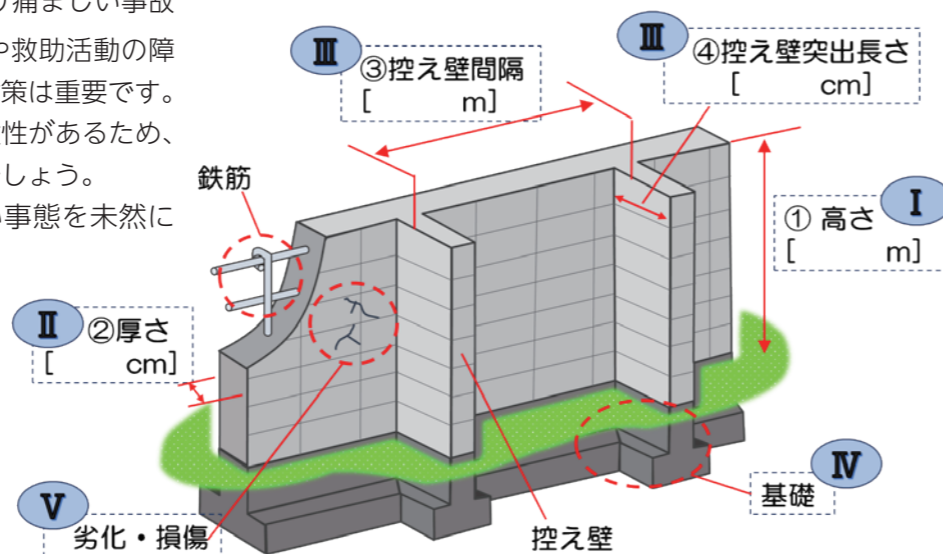
大阪府北部を震源とする地震により痛ましい事故が発生して1年。塀の倒壊は、避難や救助活動の障害にもなり、通学路や避難路の安全対策は重要です。

高い塀や劣化した塀は、倒壊の危険性があるため、危険な箇所を確認しておくのもよいでしょう。

地震に備え、取り返しのつかない事態を未然に防ぐため安全点検を行いましょ！

## Let's try 安全点検スタート！

右の図を参考に、①～④の寸法を測定し、測定寸法と外観を下の表で点検します。



種類	A ブロック塀の場合 ↓該当項目に☑してください	B 組積造の塀の場合 ↓該当項目に☑してください
1 塀の高さ	地面から 2.2 m 以下である (①高さ) <input type="checkbox"/>	地面から 1.2 m 以下である (①高さ) <input type="checkbox"/>
2 塀の厚さ	②厚さが 10cm 以上 (①高さが 2 m を超える場合は 15cm 以上) である <input type="checkbox"/>	②厚さが次の値☆以上ある 計算：①高さ (m) × 10 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>
3 控え壁	3- 1、3- 2 いずれかを満たしている	3- 1、3- 2 いずれかを満たしている
3- 1 控え壁不要	①高さが 1.2m 以下である <input type="checkbox"/>	②厚さが次の計算値☆以上ある 計算：①高さ (m) × 15 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>
3- 2 控え壁必要	③控え壁間隔が 3.4m 以下である ④控え壁突出長さが次の計算値☆以上 計算：①高さ (m) × 20 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>	③控え壁間隔が 4.0m 以下である ④控え壁突出長さが次の計算値☆以上 計算：②厚さ (cm) × 1.5 = ( ☆ cm) <input type="checkbox"/>
4 基礎	コンクリートの基礎がある <input type="checkbox"/>	基礎がある <input type="checkbox"/>
5 劣化・損傷	傾いたり、一部ひび割れていない <input type="checkbox"/>	傾いたり、一部ひび割れていない <input type="checkbox"/>

※写真は被害事例です。

### 点検結果チェック

○すべての項目が☑がある ⇒ 今後も劣化・損傷の観察を行いましょ。

○☑にならない項目が一つでもある ⇒ 専門家に相談しましょ。注意表示をし、補修・撤去を行いましょ。

### ★塀に関する専門的な相談 (専門家)

- ・(公社) 日本エクステリア建設業協会 ☎03-3865-5671
- ・(一社) 埼玉県建築士事務所協会 ☎048-864-9313
- ・(一社) 埼玉建築士会 ☎048-861-8221

### ★塀の安全対策の相談 (行政)

- ・建築開発課 (市役所2階) ☎25-1140
- ・埼玉県熊谷建築安全センター  
☎048-533-8776

# 後期高齢者医療制度で 医療を受けている皆さんへ

★保険課 ☎25-1245

## ■後期高齢者医療被保険者証が

8月1日に更新されます

新しい後期高齢者医療被保険者証 (以下、保険証) を7月中旬に簡易書留で送ります。7月末日までに届かない場合は、お問い合わせください。古い保険証は、保険課 (市役所1階)、支所市民福祉課 (アスピアこだま内) の窓口へ返却又は記載内容がわからないようにご自身で処分してください。

## ■医療機関での窓口負担割合が見直されます

後期高齢者医療制度の被保険者が医療機関で受診する際の自己負担割合は、前年中の所得等をもとに判定を行います。負担割合は新しい保険証に記載してありますのでご確認ください。



## ■窓口負担の限度額について

被保険者が住民税非課税世帯 (世帯全員が所得申告済みで住民税非課税の世帯) の方は、申請により医療機関での支払いが負担区分に応じた金額までとなる限度額適用・標準負担額減額認定証を発行しています。なお、前年度に認定証を発行されている方で、今年度も非課税世帯の方には新しい認定証を7月下旬に送ります。

## ■3割負担の方の窓口負担限度額について

自己負担割合が3割の方で、課税所得が690万円未満 (本人及び同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者の課税所得合計) の方は、申請により医療機関での支払いが負担区分に応じた金額までとなる限度額適用認定証を発行しています。なお、前年度に認定証を発行されている方で、今年度も課税所得が690万円未満の方は新しい認定証を7月下旬に送ります。



## ■後期高齢者医療保険料の均等割額の軽減について

保険料の均等割額軽減割合について、本来7割軽減の対象者は、これまで軽減特例措置として9割又は8.5割が軽減されてきましたが、今年度から段階的に軽減特例措置が縮小・廃止されることになりました。9割軽減の対象であった方は8割軽減に変わります。詳しくは7月中旬に送付する保険料額決定通知書等に同封の「保険料のしおり」をご確認ください。

## ■被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度の被保険者となる前日に被用者保険の被扶養者であった被保険者は、所得割額がかかりません。均等割額については、制度の見直しにより今年度以降は制度加入後、2年間に限り5割軽減されます。

所得の少ない方に対する均等割額の軽減にも該当する場合、軽減割合の大きい方が適用されます。

## ■保険料の納め方について

保険料額決定通知書等が届きましたら、同封の「後期高齢者医療保険料の納付について」をご確認ください。